

# E U 強制労働産品禁止規則（2024年12月施行）

特定の国・企業・産業には言及がない

- 2022年9月14日、欧州委員会は、強制労働により生産された全ての製品の、E U域内における上市（輸入を含む）及びE U域外への輸出を禁止する規則案を公表。
- 2024年3月5日、E U理事会及び欧州議会との間で暫定政治合意。両機関での審議・承認・署名を経て、12月12日に官報掲載・翌日施行。2027年12月14日に実体規定の適用開始。
- 当局による調査の結果、強制労働産品の上市・輸出が認定された場合、事業者に対して、当該産品の上市・輸出禁止命令、回収命令、処分命令等が出されることになる。

事前調査

主導管轄当局は、通報情報、欧州委員会の定める強制労働リスク指標、新たに構築される強制労働リスクデータベース、事業者の実施したデューデリジェンスに関する情報等を基に、強制労働に関する「裏付けられた懸念（substantiated concern）」が認められるか評価。

正式調査

「裏付けられた懸念」が認定されると、正式調査開始。サプライチェーン上で強制労働が生じるリスクが高いところに可能な限り近接する事業者を優先的に調査（査察の可能性あり）。事業者の規模、経済的資本、懸案産品の量、強制労働の規模についても考慮される。

決定

強制労働産品と認定  
↓  
上市・輸出禁止命令、回収命令、処分命令

税関差止

見直し請求

事業者は、強制労働産品の上市・輸出義務違反がないことを示す新たな情報を提示しつつ、決定の見直しを求めることができる。

調査の過程で、事業者は、当局の求めに応じて必要な情報を提出しなければならない。

## 規則の執行

- 規則の効果的な執行、及び、統一的な運用を確保するため、E U加盟国と欧州委員会によるネットワーク（Union Network Against Forced Labor Products）を構築。
- 欧州委員会は、外部専門家の支援の下、特定地域又は特定産品に関する強制労働リスクを示すデータベースを構築。
- 欧州委員会は、規則の施行後18ヵ月以内にガイドラインを公表。ガイドラインには、事業者が講じるべき強制労働産品に関するデューデリジェンスガイダンスや、強制労働のリスク指標に関する情報が含まれる。
- 各加盟国は、違反に対する罰則を国内法に基づき規定し、本規則施行2年以内に欧州委員会に通報する。

# EU強制労働産品禁止規則（主なタイムライン）

時期	概要
2024年12月13日	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本規則は施行する。(第39条)</li><li>・ 第5条(管轄当局)第3項、第7条(情報通信システム)、第8条(強制労働リスク地域・産品に関するデータベース)、第9条(単一情報提出窓口)第2項、第11条(ガイドライン)、第33条(欧州委員会の委任権の行使)、第35条(委員会手続き)および第37条(罰則)第3項を適用開始する。(第39条)</li></ul>
2025年12月14日まで	加盟国は、管轄当局に関する情報(名前、連絡先、権限等)を、情報通信システムを通じて、欧州委員会及び他の加盟国に提供し、情報を定期的に更新する。(第5条3項)
2026年6月14日まで	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 欧州委員会は、強制労働リスク地域・産品に関するデータベースを、障害者を含めて容易にアクセス可能で、かつ、EU機関の公用語全てで利用可能であるようにする。(第8条3項)</li><li>・ 欧州委員会はガイドラインを公表し定期的に更新する。(第11条)</li></ul>
2026年12月14日まで	加盟国は、違反に対する罰則を国内法に基づき規定し、これらの規則および措置を欧州委員会に通報する。また、その後の影響を及ぼす改正は、遅滞なく欧州委員会に通報する。(第37条3項)
2027年12月14日	本規則を（実体）適用開始する。(第39条)
2029年12月14日まで （その後5年ごとに）	欧州委員会は、本規則の施行および実施に関する評価を実施する。欧州議会、EU理事会および欧州経済社会評議会(EESC)に対し、主な調査結果に関する報告書を提出する。(第38条1項)
※その他	情報通信システム間の連携(第7条5項)に関する期限は、欧州委員会の委任立法状況に影響される。